

## 御浜町鳥獣害防止総合対策協議会公告第1号

以下の物品について、一般競争入札を行うため、次のとおり公告する。

平成29年9月6日

御浜町鳥獣害防止総合対策協議会  
会長 大畑 覚

### 1 入札物品

- (1) 業務名 平成29年度中山間地域所得向上支援事業  
野生鳥獣侵入防止柵納入業務(契29-02)
- (2) 業務概要 野生鳥獣侵入防止柵の調達及び納入
- (3) 物品概要 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入場所 御浜町内(協議会が指定する実施地ごとに納入)
- (5) 納入期限 別紙納入期限一覧参照

### 2 入札申込方法

- (1) 申込期間 平成29年9月 6日(水)から  
平成29年9月13日(水)まで(土日祝日は除く)
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時00分まで
- (3) 申込先 御浜町鳥獣害防止総合対策協議会 事務局  
(御浜町役場 2階 農林水産課内)
- (4) 提出書類 入札参加申請書、納税証明書
- (5) 提出方法 持参のみ(郵送不可)
- (6) 備考 入札にあたっては、御浜町が賦課徴収するすべての税の納税確認を行うため、「納税確認書(発効日が新年度のものに限る。)」を入札参加申請書提出時に提示すること。

### 3 入札参加資格

本入札に参加できる者は公告日現在、次に掲げる各号をすべて満たすものとする。

- (1) 御浜町に鳥獣害対策用品の業種登録をしている者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般(指名)競争

入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者

(5) 公告から入札までの期間において、御浜町および三重県内の地方公共団体より指名停止措置を受けていない者

(6) 納入後の組立・設置を、終了時まで誠意をもって指導することができる者

#### 4 入札参加資格の決定

(1) 提出された申請書等の内容を審査し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格有無の通知 平成29年9月14日(木)

(3) 入札資格がないと通知された場合、書面(自由様式)により理由を求めることができる。

#### 5 仕様書等に対する質問及び回答

仕様書、入札全般等の質疑については、書面によりできるものとする。

(1) 質問期間 平成29年9月6日(水)から平成29年9月21日(木)

(2) 質問先 御浜町鳥獣害防止総合対策協議会

FAX 05979-2-3502

電子メール m-nousui@town.mihama.mie.jp

(3) 回答期限 平成29年9月22日(金)

(4) 同等品については平成29年9月21日(木)(土日祝日は除く)までに下記2点の  
資材及び資料を協議会に持参し、承認を得ること(基準品においては提出不要)。

持参品：同等品資材サンプル

同等品資材仕様書

#### 6 入札の日時及び場所

(1) 入札日時 平成29年9月28日(木) 10時

(ただちに開札する。)

(2) 入札場所 御浜町役場 2階 第3会議室

(3) 提出方法 持参のみ(郵送不可)

(4) 注意事項 入札書に記載する入札価格には消費税および地方消費税を含めないこと

#### 7 落札者の決定

落札者となるべき同額の入札をしたものが2人以上ある時は、くじにより落札者を決定する。

## 8 入札の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
- (4) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
- (6) 入札者が提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回したとき。
- (7) 入札書の金額、氏名、陰影もしくは重要な文字の誤脱、識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき。
- (8) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

## 9 契約の締結

落札者は落札の日から5日以内（土日祝日は除く）に契約すること。また、契約額は入札書に記入された入札価格に消費税及び地方消費税相当額（落札額の100分の8）を加算した金額とする。

## 10 支払方法

- (1) 前金払 無
- (2) 部分払 有（既納分に係る金額の10分の3以内とする。）
- (3) 精算払 国の補助金交付後となる。

## 11 設置等の現地指導

設置者より設置方法の現地指導を求められた際やアフターサービス等について、誠意を以って対応すること。

## 12 その他

この説明書に記載ない事項については別途協議とする。

## 13 問い合わせ先

御浜町鳥獣害防止総合対策協議会 事務局（御浜町役場 農林水産課内）

〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1

電話05979-3-0517、FAX05979-2-3502

Mail m-nousui@town.mihama.mie.jp